

自然共生サイトの連携に向けた取組について（報告）

1 目指しているもの

- 生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略として、「生物多様性しが戦略 2024～自然・人・社会の三方よし～（以下「しが戦略」という。）」を令和6年3月に策定。
- しが戦略の2030年までの短期目標である「ネイチャーポジティブの実現」に向けて、「保全」「活用」「行動」の3つの取組方針のもと、生物多様性の保全と社会・経済活動の基盤を確保する取組を進めている。
- 「多様な主体による生物多様性の保全管理が進んでいる」ことを「保全」の状態目標の一つとしており、自然共生サイトの認定数の増加、保護・保全地域の面積の拡大を取組の大きな柱としている※。

※2030年の目標値 自然共生サイトの認定数 25件
保護・保全地域の面積 +5,000ha

<参考> 保護・保全地域の面積
2023年 167,616ha (41.6%)
2030年 172,616ha (42.9%)
長期的には46.7%
“琵琶湖16.7%+30%”へ

2 しがネイチャーポジティブネットワーク

（1）設立の経緯

- ネイチャーポジティブの実現に向けた取組の一つである自然共生サイトについて、県内には全国で6番目に多い、13件が認定（令和6年度末時点）を受けており、企業、大学、地域団体等による生物多様性保全の取組が進められている。
- 自然共生サイト認定者との意見交換において、多様な主体による生物多様性保全の取組を後押ししていくために「自然共生サイト間の連携の場」の必要性を認識し、令和7年8月26日に「しがネイチャーポジティブネットワーク」を設立。

（2）目的

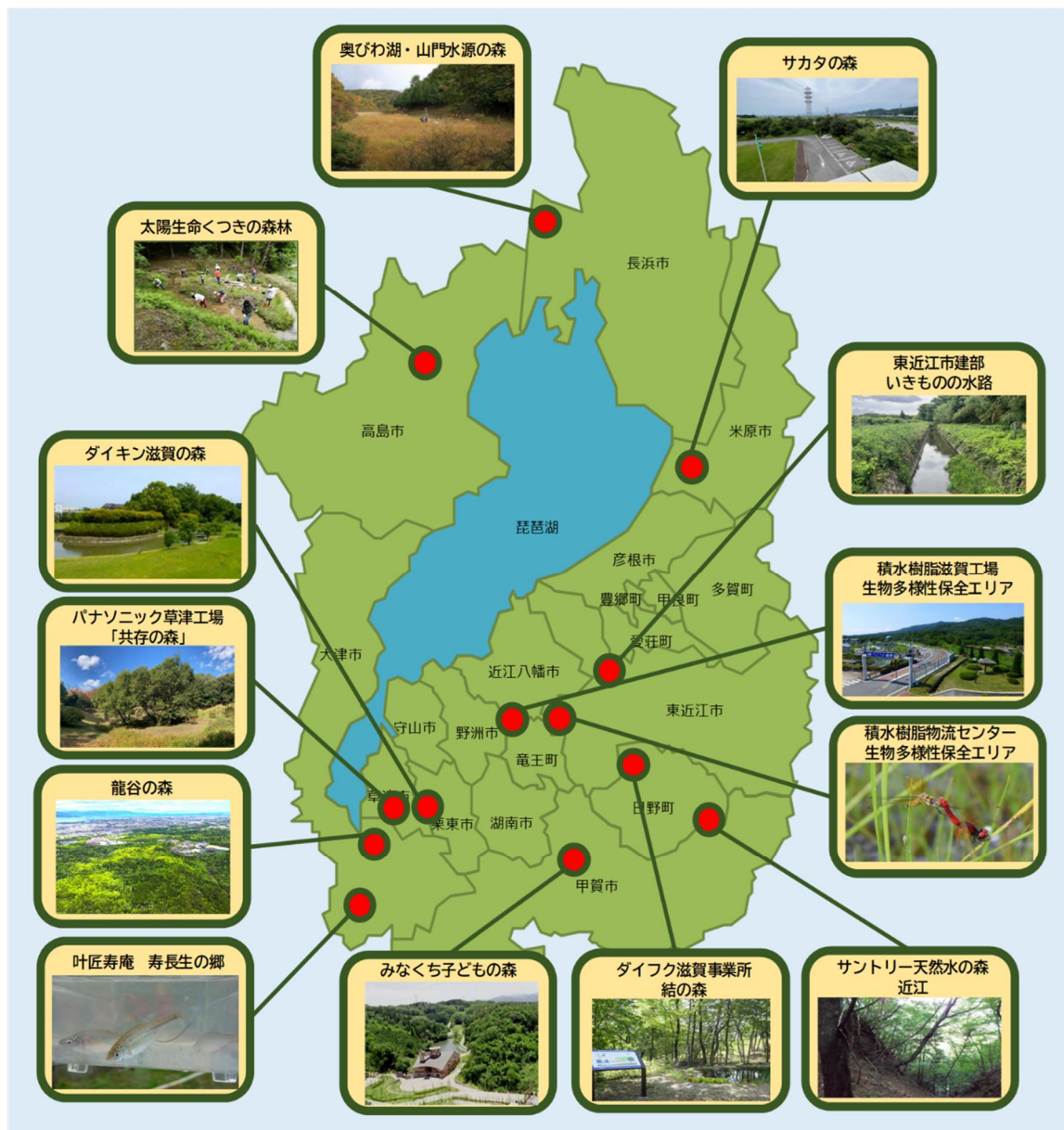
- 既存の自然共生サイト間において、情報の共有や面的な活動の拡大を図り、地域における生物多様性の取組をさらに強化・支援していく。
- 生物多様性の保全活動や自然共生サイトに関心のある企業や地域団体等に対しネットワークへの参加を呼びかけることで、多様な主体による生物多様性保全の取組の促進を図り、自然共生サイトの認定申請へと繋げるきっかけを創出する。

(3) ネットワーク参加者（設立時点）

企業	<u>IHI</u> 、 <u>叶匠寿庵</u> 、 <u>サカタインクス</u> 、 <u>サントリーホールディングス</u> 、 <u>積水樹脂</u> 、 <u>ダイキン工業</u> 、 <u>ダイフク</u> 、 <u>太陽生命保険</u> 、 <u>パナソニック</u>
大学	立命館大学、龍谷大学
団体	山門水源の森を引き継ぐ会
行政	滋賀県、大津市、長浜市、草津市、 <u>甲賀市</u> 、高島市、 <u>東近江市</u> 、日野町、竜王町、甲良町

※下線は自然共生サイト認定者

<県内の自然共生サイト>



(4) ネットワークにおける取組

- ・参加者等による意見交換（取組事例や課題、生きもの情報の共有など）
- ・自然共生サイトの現地見学（県内のサイトにおける活動等の情報を共有）
- ・活動の共有、地域連携による取組の面的な拡大（サイト間での連携による活動の実施）
- ・企業、大学等との連携（県内の大学や研究機関との学術・研究連携）
- ・保全活動の取組についての情報発信（連携による相乗効果） など

(5) 令和7年度取組予定

- ・参加者等による意見交換会、現地見学会の実施（10～11月頃）
- ・琵琶湖博物館において保全活動の取組を発信（1～2月頃）

(参考) 自然共生サイト

○環境省が、令和5年度から民間等の取組によって生物多様性保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する制度を開始。

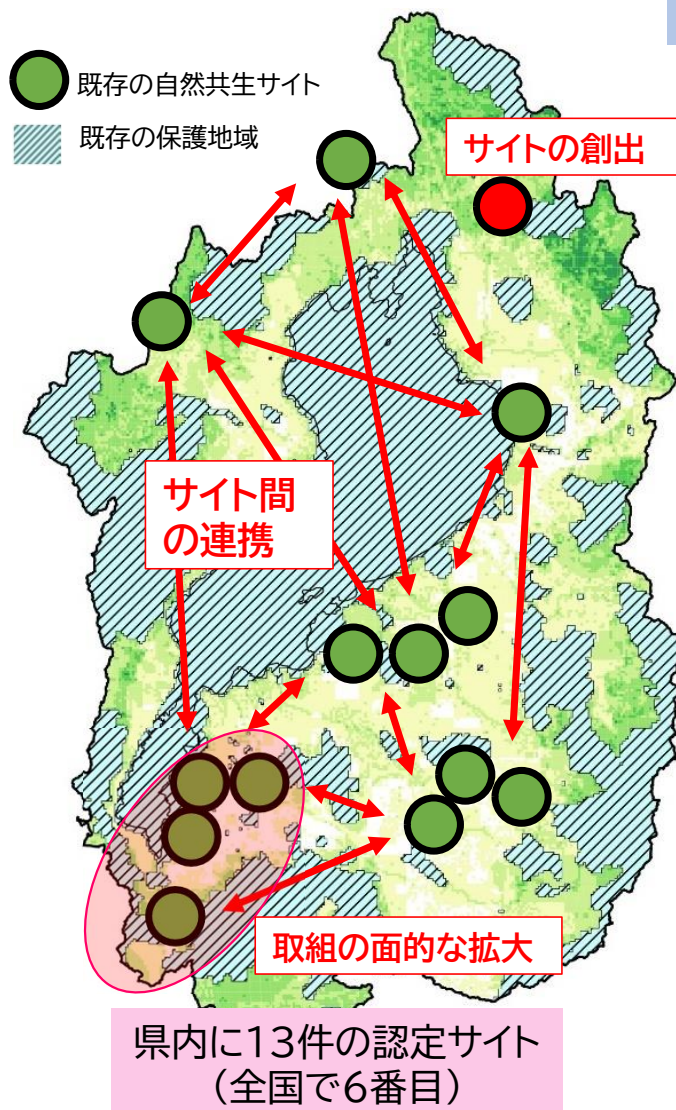
○自然共生サイトの認定区域は、国立公園等の保護地域との重複を除き「OECM※」として国際データベースに登録。企業や地域団体等の取組が、生物多様性保全の世界目標である「30by30」に貢献。 ※保護地域以外で民間等の取組により生物多様性保全が図られている地域

○令和7年4月から「地域生物多様性増進法」が施行。法制化に伴い、認定の対象が「場所」から「活動実施計画」となり、認定を受けた活動の実施区域が「自然共生サイト」となる制度へ移行。

<地域生物多様性増進法の概要>

	自然共生サイト制度(R5～R6)	地域生物多様性増進法(R7～)
認定対象	民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている <u>区域</u>	特定の場所に紐づいた民間等による生物多様性を増進する <u>活動実施計画</u>
対象範囲	<u>現状</u> で生物多様性が <u>豊かな区域</u>	<u>現状</u> で豊かな生物多様性を <u>維持する活動</u> 生物多様性を <u>回復する活動</u> 生物多様性を <u>創出する活動</u>
OECM	認定された区域を登録	現状豊かな場所は、活動場所を登録。 回復・創出する活動として認定された場所は、生物多様性が豊かになった時点で活動場所を登録。
法律上の特例措置	特になし	自然公園法等の手続きが一部簡略化

しがネイチャーポジティブネットワークの取組



●ネットワークの目的

- ・ 自然共生サイト間での連携により、地域における生物多様性の取組の強化・支援
- ・ 多様な主体による新たな自然共生サイトの創出

●ネットワークの参加者 ※随時募集

- ・ 既存の自然共生サイト認定者
 - ・ 生物多様性の保全活動や自然共生サイトに関心のある団体
 - ・ 金融機関、経済団体
 - ・ 地方公共団体(県・市町)
- 等

●ネットワークでの取組

- ・ 地域の生物多様性に係る情報の共有や発信
多様な主体の参画と連携、活発な意見交換、生きもの情報の共有
 - ・ 30by30目標(琵琶湖+30%)に向けた自然共生サイトの促進
取組主体の増加、地域間の連携による面的な拡大
 - ・ 企業や大学等との連携による調査研究
学術・研究連携、保護増殖事業の取組への参加
- など

